

論文の和文要旨

論文題目

現代中国の都市部における法律支援の持続可能性
—弁護士の〈仲間意識〉に着目して—

氏名

佐藤 奈緒

本論文のテーマは、現代中国における草の根の社会運動の持続可能性である。具体的には、中国都市部で法律支援をおこなう弁護士の行動様式について、弁護士個人が他者とのあいだに共有する意識に着目して、かれらの活動を持続可能にするメカニズムの一端をあきらかにすることを目的としている。

事例としてとりあげる法律支援は、中国政府が推進する法律扶助制度の枠外で、弁護士が草の根レベルで自発的におこなう活動のことをいう。この法律支援に参加する人びとのなかには、弁護士だけではなく、弁護士資格をもたないが独学などで法律知識を身につけ、それをじぶんあるいは他者の利益や権利をまもるために活用する者もいる。

筆者がフィールド調査をおこなった胡錦濤政権末期の2010年ごろは、現在の習近平政権時代にくらべて法律支援が活発におこなわれていた。この時期に法律支援を展開してきた人権派弁護士の活動は、海外研究者やマスメディアによって、おもに権利意識のアプローチによってつぎのような二項対立的な構図のなかでとらえられてきた。すなわち、弁護士は、「自由」「法治」「デモクラシー」といった普遍的価値の実現を理想として掲げ、身近な問題をめぐる社会変革、あるいは中国政府にたいする抵抗をおこなっているのにたいして、強権的な中国政府はこうした活動を抑圧しようとする。この構図から描き出されるのは、社会的正義の実現のため弱者と連帯しながら抵抗していく、英雄然とした人権派弁護士の姿である。

ここで筆者はひとつの問いを投げかけたい。なぜ人権派弁護士たちは、その身の安全がおびやかされるようなリスクを抱えながらも、したたかに活動をつづけていくことができるのだろうか。その答えとしてまず思い浮かぶのは、弁護士の正義感である。法律支援の持続が弁護士の正義感にもとづいた利他的行動にささえられているとの説明には、それなりの説得力があろう。

だが、弾圧されるリスクのある状況下で、はたして正義感「だけ」で、弁護士の利他的行動はつづくだろうか。たとえば弁護士にとってなんらかの実利的な“見返り”が存在し、それが正義感とともに法律支援の持続をささえている可能性もある。こうした可能性を考慮にいとると、「法律支援の持続がどのようにささえられているのか」という問いを提起することは、草の根の社会運動の持続をささえるメカニズムを理解するという見地から、中国の社会運動や市民社会をめぐる研究にとっても有効である、と筆者はかんがえる。

本論文がスポットライトをあてるのは、既存の体制内で法律支援活動をおこなう穏健派弁護士である。こうした弁護士たちは、現体制とするどく対立する急進派弁護士が少数派であるのにたいして、多数派を占めるとされる (Fu and Cullen 2008) が、従来の研究で

はあまり注目されてこなかった。しかしながら従来の研究では、こうした穏健な活動をおこなう弁護士たちはあまり注目されてこなかった。その理由のひとつとして、かれらが「一党支配体制下での市民社会の形成」(Fu and Cullen 2008 : 112) にほとんど寄与しないどころか、個別的な当事者救済のための案件をあつかうにとどまる点で「既存の権威主義体制を正当化する」(Fu and Cullen 2008 : 126) 存在であり、この点が従来の英雄然とした人権派弁護士のイメージからかけ離れているととらえられたからだとかんがえられる。

「正義感のほかにも法律支援を持続可能にするメカニズムがあるかもしれない」と筆者がかんがえるきっかけをあたえてくれたのは、フィールドで遭遇した弁護士たちの語りである。筆者は、北京市において農民工向けに法律支援を提供する草の根労働 NGO にボランティアとして参加する弁護士たちにたいする聞きとり調査をおこなってきた。調査の場において、かれらが語った法律支援の参加理由の多くは、「農民工の権利を向上させたい」といった社会変革や異議申し立ての動機ではなく、むしろ「中国の法制化を促進でき、中国政府がめざす『和諧〔社会〕の建設』に貢献できるから」(2010年3月22日、黄弁護士【仮名】の語り)などの、きわめて体制親和的な動機であった。

フィールドから離れ、ボランティア弁護士たちの語りを書き起こしたトランスクリプトをくりかえし読むにつれ、ほかにも「人助けをしたいから」「実務経験の蓄積のため」「じぶんも農民工だから」といった、あきらかに社会変革とは無関係な動機を弁護士たちが語っていることに筆者は気づかされた。

弁護士たちが法律支援への参加を社会変革や異議申し立ての手段とかならずしも位置づけていないとかんがえることができるのであれば、かれらの法律支援の持続をどのように説明できるだろうか。ボランティア弁護士たちが語る動機をいったんそのままうけとめ、かれらの行動様式を分析することによって、正義感のほかに、なんらかの法律支援の持続をささえるメカニズムが存在することをあきらかにできるのではないだろうか。急進的な活動をおこなう弁護士であれば現体制への抵抗という社会変革の動機がはっきり見えるのにたいして、穏健な活動をおこなう弁護士の場合は社会変革の動機が見えにくい。だからこそ、穏健な活動をおこなう弁護士の行動様式は、正義感のほかに法律支援の持続をささえるとかんがえられるメカニズムの正体をあきらかにできる好事例となる、と筆者はかんがえた。本論文ではそうしたメカニズムの一端を解明することを目的として設定する。

ここで強調したいのは、本論文の主旨は、上述の草の根労働 NGO のボランティア弁護士の語りのみに焦点をあてて「穏健な活動をおこなう弁護士たちには、社会変革の動機は存在しない」と主張することではない、という点である。じっさい、明確な社会変革の動機をもちながら穏健な法律支援活動をつづける者もいる。したがって、ボランティア弁護士の語りをそれ単独で分析対象とするのではなく、社会変革の動機が濃厚と思われる弁護士たちと連続的にとらえていくことで、社会変革の濃淡を問わず穏健な活動をおこなう弁護士たちの行動を包括的に説明可能とするようなアプローチを模索するほうが有意義であろう。そこで本論文では、一次資料にあたる草の根労働 NGO のボランティア弁護士の

事例のほかに、弁護士自伝や回顧録、新聞・雑誌・インターネット記事などの二次資料も活用し、それらをボランティア弁護士たちの事例と同じ地平に並べるかたちで、あわせて考察していくことにする。

また本論文では穏健的な活動をおこなう弁護士にスポットライトをあてて分析をおこなっていくが、その目的は、穏健派弁護士だけに特徴的な行動様式をあきらかにすることではない。穏健的な活動をおこなう弁護士の分析に軸足を置きつつ、そこから、現体制と鋭く対立して急進的な活動をおこなう弁護士にいたるまでを地続きにとらえるかたちで、かれらの法律支援の持続を説明可能とするようなアプローチを提起することを、最終的な目標として見据えたい。

本論文は第1章から第6章を本論とし、その前後に序章と終章を配置している。構成は以下のとおりである。

序章では、問題提起、先行研究の検討、分析枠組を設定する。分析枠組としては、サステナビリティの概念を導入し、法律支援をおこなう弁護士を「穏健派」「急進派」「農村草の根リーダー」の3つに分類する。さらに弁護士の行動様式をめぐる分析のさいに着目する〈仲間意識〉について、「弁護士が帰属するコミュニティの成員や個別の当事者との関係性において弁護士個人が他者とのあいだに共有し、支援行為の発生契機となるような感覚」と定義する。

第1章では、都市部の法律支援を分析するための方法を、1980年代以降の中国農村の集団抗議活動についての先行研究の分析から導き出す。具体的には、抗争の先頭に立つ草の根リーダーの行動様式をめぐる、かれらの帰属先である農村コミュニティの成員との関係性に注目して先行研究を読み、草の根リーダーが抗争の先頭に立ちつづける原動力となる行動論理がどのようなものであるかを理解していく。草の根リーダーが抗争の先頭に立ちつづける原動力としては、正義感だけではなく、同時に「帰属コミュニティでの承認の保持」という受動的、強制的な側面をともなった行動論理がある。この行動論理を〈承認の論理〉と呼び、〈仲間意識〉の構成要素のひとつと位置づけたうえで、都市部で法律支援をおこなう急進派の分析にも応用可能であることを指摘する。

第2章では、現代中国の草の根法律支援の隆盛をもたらした背景について考察する。具体的には、(1) 中央政府による法律扶助制度の推進およびそれにともなう「あるべき弁護士像」の形成と普及、(2) マスメディアによる「維権人士」にたいする好意的報道、(3) 草の根 NGO の勃興と生存維持、(4) 沿海大都市における弁護士の供給過剰という4つの面から、政策文献、統計資料、先行研究にもとづいて論じる。

第3章から第5章は、事例分析である。第3章では、本論文に登場する穏健派弁護士13名のバックグラウンドを紹介し、かれらの行動様式を既存の「維権」の枠組から解釈していく。「維権」の枠組による解釈をつうじて、社会的正義の希求が法律支援の持続をささえる原動力となる側面があることがあきらかとなる。

第4章では、前章で見た穏健派13名の行動様式について、こんどは〈承認の論理〉から

解釈していく。〈承認の論理〉による解釈をつうじて、弁護士に帰属するコミュニティの成員からの承認の保持という行動論理が法律支援の持続をささえる原動力となる側面があることがあきらかとなる。

第5章では、13名のうち、北京の草の根労働NGOにボランティアとして法律支援に参加する7名の弁護士たちの事例に焦点をしばって分析する。かれらの語りにもとづいて、その行動の合理性を解釈・説明するために〈互助の論理〉を構築し、〈仲間意識〉のもうひとつの構成要素とかがえられることを指摘する。

第6章は、本論の事例分析をふまえた考察である。〈仲間意識〉が〈承認の論理〉と〈互助の論理〉の2つから構成されることを確認し、この2つの論理が穏健派に併存し、同時に作用しうることを指摘する。つづいて、農村草の根リーダーと急進派のあいだに穏健派を挿入することによって、農村草の根リーダーと急進派にもこの2つの論理が併存し、草の根リーダーに根ざした〈仲間意識〉が穏健派を経て、急進派にいたるまでつらぬかれ、弁護士による法律支援のサステナビリティをささえているとの仮説を提示する。最後に、〈仲間意識〉とは、一見すると純粋な利他行動であるかに見える法律支援活動が、他者との関係性における弁護士の保身や打算に裏打ちされた利己的行動によって強くささえられている側面があることをあきらかにする概念であり、〈仲間意識〉のアプローチは従来の権利意識のアプローチによる分析を補完可能な点で有意義であると結論づける。

終章では、本論文の意義と今後の課題をしめす。

本論文の意義は、第一に、〈仲間意識〉の導入によって、従来の権利意識のアプローチを補完するかたちで、法律支援のサステナビリティをささえるメカニズムを説明可能としたことである。本論文の分析視点は、法律支援という事例にとどまらず、現代中国の都市部で展開されるそのほかの社会運動にたいしても広く応用できる可能性をもっていると筆者はかんがえる。

第二に、農村草の根リーダーに根ざした〈仲間意識〉が急進派にもつらぬかれているとの仮説を提示することによって、従来の人権派弁護士をめぐる分析にあらたな切り口を提示したことである。普遍的価値を掲げ、西欧的な市民社会にもっとも接近しているかに見える急進派の行動様式は、じっさいには中国の農村コミュニティに根ざした〈仲間意識〉によってもささえられているとかがえられる。

第三に、現代中国の都市部の社会運動をめぐる〈仲間意識〉のアプローチは、「現代中国の都市部」という範囲を超えた先行研究との対話を可能にする面もあると筆者はかんがえる。たとえば村松（1975）や旗田（1973）の研究との共通部分から、中国社会における支援行為に見られる個別的で打算的な関係性は、中華人民共和国成立以前から、農村と都市部を問わず中国社会に不変的な特徴として存在してきたとの仮説を設定することができる。とかがえられる。